領土・主権をめぐる最新の動向について(尖閣諸島)

ーこれまでの国民世論の啓発事業ー



防衛省等との連携事業

- ・海上自衛隊のイベントにおけるパネル展示 横須賀地方隊サマーフェスタ2016 平成28年8月 神奈川県横須賀市 徳島航空基地祭 平成28年9月 徳島県松茂町
- ・航空自衛隊のイベントにおけるパネル展示三沢基地航空祭 平成28年9月 青森県三沢市

学校教育を通じた啓発事業

・平成28年10月に島根県松江市、隠岐の島町において、高等学校の 地理歴史、公民の各教科を担当する教員等を対象に「領土・主権に 関する教員等セミナー」を実施。



都内地下鉄等との連携事業

・平成28年7月から9月まで都内地下鉄の各駅に領土・主権に関する広報啓発ポスターを掲示。

国家公務員に対する研修協力

・平成28年6月に国土交通大学校において、内閣官房の職員が国土地理院の 新規採用者に対して領土・主権に関する講義を実施。



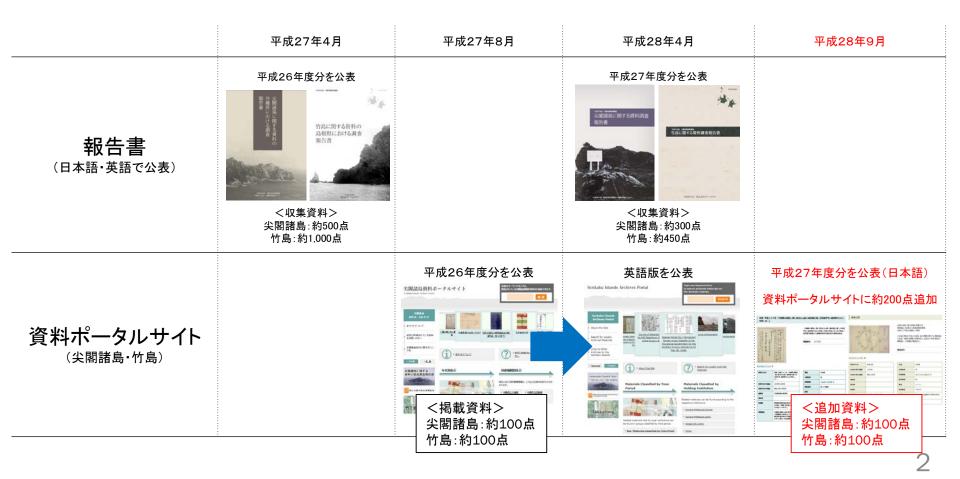


尖閣諸島、竹島に関する資料委託調査事業成果の ポータルサイトへの掲載について

平成28年10月 内閣官房領土・主権対策企画調整室

平成27年度に実施した資料委託調査事業の成果を「尖閣諸島、竹島資料ポータルサイト」へ掲載

資料の委託調査報告書、ポータルサイトの公表時期



1 尖閣諸島に関する掲載資料(1)

1. 中国が尖閣諸島を日本の沖縄県八重山郡の一部として認識していたことを示す資料 (感謝状)の関連資料

◇ 1. [写] 駐長崎領事館公函第三五号 [1920年(大正9年)5月22日]_{ふうべん} [大中華民国 駐長崎領事 馮冕]著 (遭難支那人(福州人)救助二関スル件 大正九年一月) (外務省外交史料館所蔵)

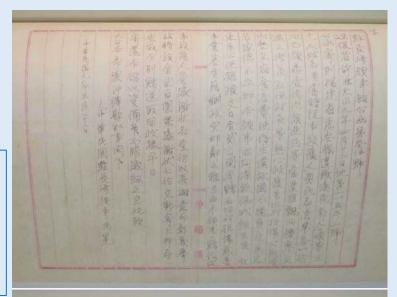
駐中華民国長崎領事馮冕から沖縄県知事宛文書写。

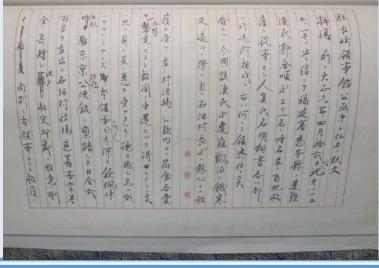
(尖閣諸島へ漂着した)中華民国漁民への石垣村長らの 救護並びに保護送還措置に対して謝意を表すると共に、石 垣村役場へ金200円の寄贈と漁民救護に従事した人々宛7 通の感謝状を送付した旨記されている。

◇ 2. 1の和訳 (外務省外交史料館所蔵)

"「福建省恵安県ノ遭難漁民郭合順等三十一名ノ姓名並二 当地救護二従事セシ人員氏名明細書各一部ヲ御送附相成 リ右ハ何レモ領悉仕候査スルニ<u>今回該漁民等遭難飄泊シ</u> 饑寒交ニ逼ルノ際ニ当リ<u>石垣村長等ノ熱心ナル救護ヲ受</u> ケ並ニ村役場ノ公欵内ヨリ宿食各費ヲ立替セラレ故国ニ生 還スルヲ得シメラレ候ハ只ニ身ニ其ノ恵ヲ受ケタルモノ徳ヲ 感ジ忘ル能ハザルノミナラズ・・・

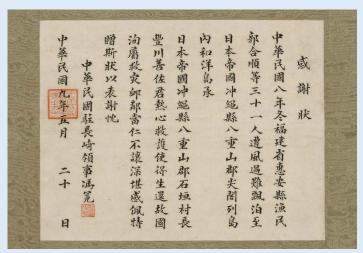
馮長崎駐在支那領事 沖縄県知事宛」"





1 尖閣諸島に関する掲載資料(2)

◇参考 感謝状原文(H26年度事業で掲載ズミ)



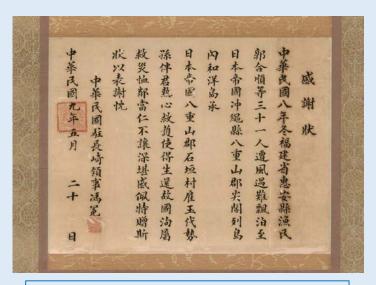
感謝状

中華民国八年冬福建省恵安県漁民 郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至 日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島 内和洋島承

日本帝国八重山郡石垣村長 豊川善佐君熱心救護使得生還故国 洵属救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特 贈斯状以表謝忱

中華民国駐長崎領事馮冕印

中華民国九年五月二十日印



感謝状

中華民国八年冬福建省恵安県漁民 郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至 日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島 内和洋島承

日本帝国八重山郡石垣村雇玉代勢 孫伴君熱心救護使得生還故国洵属 救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特贈斯 状以表謝忱

中華民国駐長崎領事馮冕印

中華民国九年五月二十日印

1 尖閣諸島に関する掲載資料(3)

2. 沖縄返還前における琉球政府立法院による中国の誤った主張に関する抗議(要請)

◇3. 施政権返還に伴う措置・尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議 琉球政府立法院(文部省供覧 1970年(昭和45年)9月29日) (国立公文書館所蔵)

琉球政府による尖閣諸島領土防衛に関する本土政府宛て要請。 同立法院決議文書「決議第十二号 尖閣列島の領土防衛に関す る要請決議」添付

決議第十二号

尖閣列島の領土権防衛に関する要請決議

尖閣列島の石油資源が最近とみに世界の注目をあび、 県民がその開発に大きな期待をよせているやさき、<u>中華民</u> 国政府がアメリカ合衆国のガルフ社に対し、鉱業権を与え、 さらに、<u>尖閣列島の領有権までも主張しているとの報道に</u> 県民はおどろいている。

よって、<u>琉球政府立法院は、中華民国の誤った主張に抗議し、その主張を止めさせる措置を早急にとってもらうよう</u>院議をもって要請する。

右決議する。

一九七〇年八月三十一日 琉球政府立法院



1 尖閣諸島に関する掲載資料(4)

3. 戦前戦後を通じて公的機関による漁業資源調査や漁業を行っていたことを示す資料

◇4. 沖縄県水産試験場報告第1号

[沖縄県鮪延縄並二深海一本釣漁業経済調査書] 1938年(昭和13年)

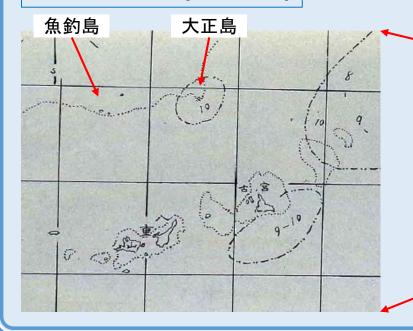
沖縄県水産試験場報告[1936-1941] (中央水産研究所図書館所蔵)

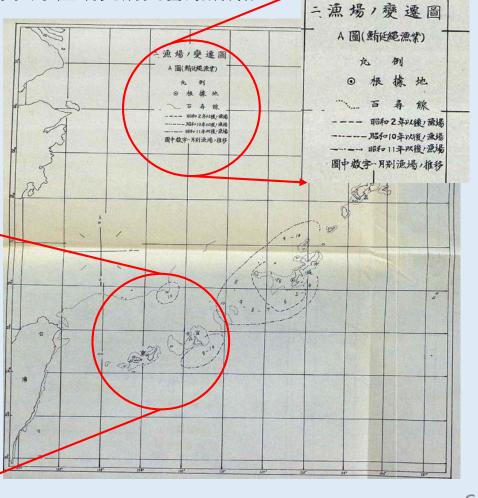
漁場の変遷図

「1. 鮪延縄漁業、2. (深海)一本漁業」に昭和11年 以降尖閣諸島漁場が利用されてきたことがうかが える。

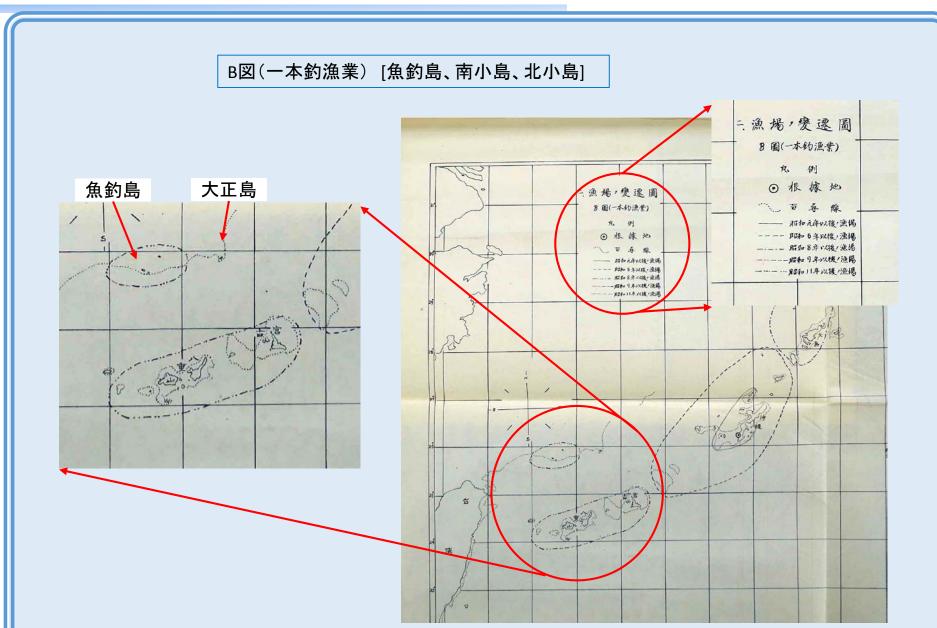
"「沖縄県鮪延縄並二深海一本釣漁業経済調査書 「漁場の変遷図(昭和11年以降ノ漁場)」"

A図(鮪延縄漁業) [大正島近海]





1 尖閣諸島に関する掲載資料(5)



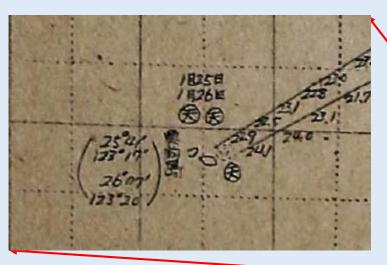
1 尖閣諸島に関する掲載資料(6)

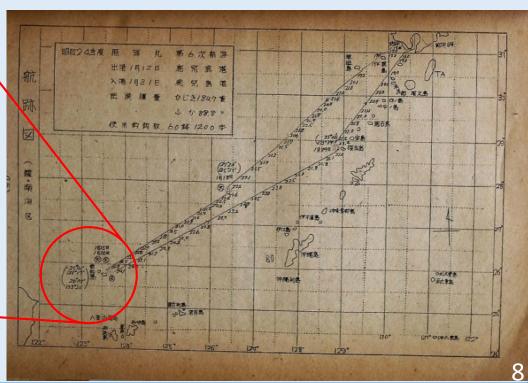
◇ 5. 旗魚延縄漁業試験 [昭和24年度事業報告書] [1950年(昭和25年)] 鹿児島県水産試験場事業報告書1949-1951 (鹿児島大学図書館水産学部分館(郷土資料)所蔵)

1950年1月に尖閣諸島魚釣島近海でカジキ延縄漁業試験及び鰹漁場調査を実施。鰹群の回遊が認められたので、枕崎港に無線連絡し当漁船の出漁を促し、結果前例にない豊漁を収めた。

"「二. 旗漁延縄漁業試験 経過の概要 (略)

第6次航海は1月2日先頭群島魚釣島附近を操業し、鰹漁場の探索を併せて<u>調査した</u>。」"





1 尖閣諸島に関する掲載資料(7)

4. 米国等の尖閣諸島に関する認識を示す地図

◇ 6. [台湾省全図] [1956年(昭和31年)9月]US Army Map Service [連合勤務総司令部測量所(中華民国)][日本、South Korea、台湾等の地図]

(沖縄県公文書館所蔵(エドワード・フライマスコレクション))

中華民国の作成した台湾省図をAMS(旧米国陸軍地図局)が出版したもの。

同図に尖閣諸島は含まれていない。





1 尖閣諸島に関する掲載資料(8)

◇7. A Gazetteerr of the Ryukyu Islands [1966年(昭和41年)]

George K. Sankey
USCAR [琉球列島米国民政府]
(沖縄県公文書館所蔵(エドワード・フライマスコレクション))

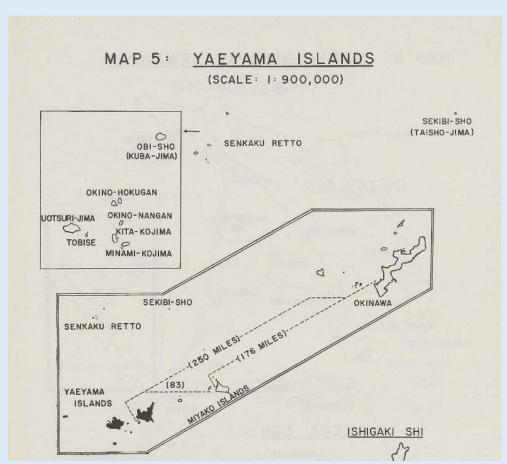
島嶼名のリストに「Senkaku Retto」等として記されている。

また<u>地図の項には「RYUKYU ISLANDS」として尖閣諸島を含む</u>沖縄諸島の地理的境界を明示。「YAEYAMA ISLANDS」には尖閣諸島各島々が名称とともにローマ字表記で明示されている。

"A GAZETTER OF THE RYUKYU ISLANDS SECTION I

A List of Islands

Kita Ko-Jima Kobi-sho Kuba-jima Kubashima Minami Kojima Obi-sho Okino Kitaiwa Okino Minami-iwa Raleigh (Rock) Senkaku Retto Sento Sho-sho Uotsuri-jima Uotsuri-shima"



1 尖閣諸島に関する掲載資料(9)

5. 我が国の尖閣諸島における行政権(警察権)の行使の態様を示す資料

◇ 8. 海上保安の現況 昭和53年7月 (1978年(昭和53年)7月) 第11管区海上保安本部

(沖縄県立図書館所蔵)

第11管区海上保安部による1977年次報告書。1977年度 の尖閣諸島における領海侵犯(不法操業、停泊徘徊等)及 び不法上陸者数等を記載。

"「3. 領海警備

(1) 尖閣諸島周辺の領海警備

当管区所属の巡視船及び航空機のほか他管区から巡視船13隻の派遣を受けて警戒にあたり、領海内で不法操業、停漂泊した<u>侵犯台湾漁船に対しては立入検査を行い</u>警告書を交付、位置確認書及び誓約書を徴して<u>領海外に退去させている</u>。」"

3. 領海警備

既要

52年7月1日、領海法の施行に伴って拡大された当管内の領海警備には、 巡視船や航空機の配備を強化して、尖閣諸島及び八重山列島を重点的に台湾漁 船の領海侵犯や不法操業の取締りを実施している。

52年中当管区が確認した領海侵犯状況は、第2-10表のとおりである。

第2-10表 台湾船領海侵犯状况

区域区分	不法操業	停泊徘徊等	不法上陸
尖 閣 諸 島	90 (63) 隻	42 (29) 隻	0 (21) 隻
宮古・八重山列島	4 (78)	3 (42)	0 (3)
沖縄群島	0 (31)	8 (13)	0 (12)
81	94 (172)	53 (84)	0 (36)
		7	the state of a complete

) 内は、51年度

(1) 尖閣諸島周辺の領海警備

当管区所属の巡視船及び航空機のほか他管区から巡視船延へ13隻の派遣を 受けて警戒にあたり、領海内で不法操業、停漂泊した侵犯台湾漁船に対して は立入検査を行い警告書を交付、位置確認書及び誓約書を徴して領海外に退 去させている。

(2) 宮古・八重山列島及び本島周辺の領海警備

51年、激増した台湾漁船による与那国島周辺と久米島周辺の「はえ縄」及び「さんご採取」不法操業は、52年には4隻と減り、領海法施行後は取締りを強化して検挙の方針で臨んだが侵犯は皆無であった。